

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【公開番号】特開2014-40031(P2014-40031A)

【公開日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-012

【出願番号】特願2012-182989(P2012-182989)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 3/04 102Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクを吐出する記録ヘッドを備えたキャリッジに着脱可能に備えられ、前記記録ヘッドと連通するアダプターと、

前記キャリッジを収容し、装置外郭を成すハウジングと、

前記ハウジングの外側に備えられるインクタンクと、

前記アダプターと前記インクタンクとを連通するインクチューブと、

前記ハウジングの内部に備えられ、前記インクチューブを配設するガイド部材と、

前記ハウジングの側壁に設けられ、前記インクチューブの前記インクタンク側の部分を該ハウジングの外部に通すチューブ用切り欠き部と、

前記チューブ用切り欠き部を着脱自在なカバーと、を備え、

前記カバーは、前記チューブ用切り欠き部を閉めた場合、前記ガイド部材の移動を規制することを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1に記載の記録装置であって、

前記カバーは、突出する突出部を有し、前記突出部は、前記ガイド部材の移動を規制することを特徴とする記録装置。

【請求項3】

請求項2に記載の記録装置であって、

前記突出部は、前記カバーの壁部の内側の面に沿って延設することを特徴とする記録装置。

【請求項4】

請求項2に記載の記録装置であって、

前記突出部は、柱状であることを特徴とする記録装置。

【請求項5】

請求項2に記載の記録装置であって、

前記突出部は、前記カバーから内側に突出する第1の突出部と、前記第1の突出部から前記ガイド部材側に突出する第2の突出部とを有することを特徴とする記録装置。

【請求項6】

請求項3に記載の記録装置であって、

前記突出部が延設する方向は、前記壁部の上端部から前記ガイド部材に向かう方向であることを特徴とする記録装置。

【請求項 7】

請求項 3 に記載の記録装置であって、

前記突出部が延設する方向は、前記壁部の上端部から前記ガイド部材に向かう方向と交わる方向であることを特徴とする記録装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

[適用例 1] インクを吐出する記録ヘッドを備えたキャリッジに着脱可能に備えられ、前記記録ヘッドと連通するアダプターと、前記キャリッジを収容し、装置外郭を成すハウジングと、前記ハウジングの外側に備えられるインクタンクと、前記アダプターと前記インクタンクとを連通するインクチューブと、前記ハウジングの内部に備えられ、前記インクチューブを配設するガイド部材と、前記ハウジングの側壁に設けられ、前記インクチューブの前記インクタンク側の部分を該ハウジングの外部に通すチューブ用切り欠き部と、前記チューブ用切り欠き部を着脱自在なカバーと、を備え、前記カバーは、前記チューブ用切り欠き部を閉めた場合、前記ガイド部材の移動を規制することを特徴とする記録装置。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本適用例によれば、チューブ用切り欠き部を着脱自在なカバーを備え、前記カバーは、チューブ用切り欠き部を閉めた場合、ガイド部材の移動を規制する。これにより、インクチューブに、ハウジングの外側から外力が加わったとき、ガイド部材が移動することを抑制できる。そのため、インクチューブの接続部が外れてしまうことを抑制できる。